

短期入所療養介護  
(介護予防短期入所療養介護)  
利用約款

医療法人 清潮会  
介護老人保健施設 みどりの里  
令和 6 年 4 月 1 日改定

**介護老人保健施設みどりの里  
短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用約款**

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設みどりの里（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得る事とします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2、別紙3の改定が行われた場合は新たな同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めるることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合

- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を 2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第 3 条第 4 項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により当施設を利用させることができない場合

#### (利用料金)

第 6 条 利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙 2 の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、当該合計額をその月の 25 日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

#### (記録)

第 7 条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間保管します。（診療録については、5 年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (身体の拘束等)

第 8 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第 9 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙 3 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）  
2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。  
2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。  
3 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し事故発生時の対応マニュアルに沿って行います。  
2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。  
3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

- 第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスに対しての要望又は苦情等について、担当部署職員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

苦情解決責任者 原田 天 （電話 095-892-8888）

また、下記の窓口もありますのでご利用ください。

長崎県福祉保健部長寿社会課	095-824-1111
長崎市福祉部高齢者すこやか支援課	095-829-1146
長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課	095-826-7293

- 2 苦情処理の体制及び手順は、苦情解決マニュアルに沿って対応します。

（賠償責任）

- 第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。  
2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

- 第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 介護老人保健施設みどりの里のご案内

(令和6年4月1日現在)

## 1. 施設の概要

## (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設みどりの里
- ・開設年月日 平成7年6月16日
- ・所在地 長崎県長崎市布巻町165-1
- ・電話番号 095-892-8888 FAX番号095-892-8777
- ・管理者名 施設長 塚崎 隆
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4251180040号)

## (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

## [介護老人保健施設みどりの里の運営方針]

- 1・当施設は老人の自立を支援し、その家庭への復帰を目指すために心身の状態に応じた適切な療養と処遇を行い、またその十分な量と質の確保と向上に努めます。
- 2・当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- 3・当施設は明るく家庭的な雰囲気を有する環境作りを行い、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

## (3) 施設の職員体制

職種	配置数	職務内容
・管理者(施設長)	1人	事業に携わる従業者の総括管理、指導を行う
・医師	1人以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
・看護職員	10人以上	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う
・介護職員	23人以上	利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う
・支援相談員	1人以上	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、ボランティアの指導等を行う。
・療法士(PT・OT・ST)	2人以上	医師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う
・管理栄養士	1人以上	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う
・介護支援専門員	1人以上	利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う
・薬剤師	0.3人以上	医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
・調理員	1人以上	給食調理業務を行う
・事務員	1人以上	施設の事務全般を行う
・施設管理	1人以上	施設の営繕業務を行う

(4) 入所定員等　　・定員 100名  
　　・療養室 個室 18室、2人室 3室、4人室 19室

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 8時00分～
  - 昼食 12時00分～
  - 夕食 17時45分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 特別な療養室の提供（個室、二人室）
- ⑩ 理美容サービスは、委託業者が実施します。
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

\*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

野母崎樺島町、脇岬町、野母町、南越町、高浜町、以下宿町、黒浜町、蚊焼町、晴海台町、椿が丘町、為石町、川原町、宮崎町、藤田尾町、千々町、布巻町、平山台、平山町、竿浦町、江川町、深堀町、大籠町、香焼町、伊王島町、末石町、平瀬町、毛井首町、鶴見台、柳田町、草住町、土井首町、三和町、京太郎町、磯道町、小ヶ倉町、ダイヤレント、新小が倉町、新戸町、大山町、上戸町、戸町

## 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・協力医療機関①

- ・名 称 医療法人 清潮会 三和中央病院
- ・住 所 長崎県長崎市布巻町165—1

### ・協力医療機関②

- ・名 称 大宮医院
- ・住 所 長崎県長崎市平山台1丁目1—10

### ・協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人 清潮会 三和中央病院 歯科
- ・住 所 長崎県長崎市布巻町165—1

## ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・施設内禁煙です。ご協力をお願いします。
- ・面会は、午前 10 時 30 分から午後 6 時 30 分までです。
- ・消灯時間は、午後 9 時です。
- ・外出・外泊をする時は、予め職員にお申し出下さい。
- ・飲酒は医師の許可を受け、健康を損なわない量とすること。
- ・設備・備品の利用については、予め職員にお申し出下さい。
- ・高額の金銭、貴重品並びに所持品等の持ち込みはご遠慮ください。
- ・外泊時等の施設外での診療に関しましては医療保険適応外となりますのでご注意ください。  
また、そのようなことがございましたら施設までご連絡下さい。
- ・医療機関を受診される場合は、当施設医師の許可と診察依頼書が必要ですので、お知らせください。
- ・宗教活動等はご遠慮ください。
- ・感染予防並びに保健衛生上ペットの持ち込みはご遠慮ください。

## 5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、その他設置義務設備
- ・防災訓練 年 2 回（うち夜間想定 1 回）

## 6. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、  
利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

## 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

## 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

## 2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については文書により同意をいただくようになります。

## 3. 利用料金

## (1) 短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び介護保険負担割合証による負担割合によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担者の自己負担分で、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算、在宅復帰支援加算Ⅰが含まれています。）

## 短期入所療養介護費（i）（従来型個室）

・要介護1	861円
・要介護2	910円
・要介護3	974円
・要介護4	1,029円
・要介護5	1,082円

## 短期入所療養介護費（iii）（多床室）

・要介護1	939円
・要介護2	990円
・要介護3	1,055円
・要介護4	1,109円
・要介護5	1,165円

## (2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び介護保険負担割合証による負担割合によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担者の自己負担分で、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算、在宅復帰支援加算Ⅰが含まれています。）

## 介護予防短期入所療養介護費（i）（従来型個室）

・要支援1	685円
・要支援2	834円

## 介護予防短期入所療養介護費（iii）（多床室）

・要支援1	719円
・要支援2	883円

## (3) 短期入所・介護予防短期入所療養介護の加算

\* 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき186円加算されます。

\* 療養食（疾病治療用の食事）を提供した場合は、1回につき8円加算されます。

\* 個別リハビリテーションを実施した場合は、1日につき243円加算されます。

\* 若年性認知症のご利用者が短期入所される場合は1日につき上記サービス費に加算されます。

\* 利用者や家族等の事情により、居宅の介護支援専門員が緊急に短期入所が必要と認め利用された場合には、上記施設サービス費に1日につき91円加算されます。（入所日より14日間）

\* 要介護4又は要介護5の利用者で特定の状態にある利用者に計画的医学管理及び処置を行った場合  
①短期入所療養介護を利用している場合 121円

\* 治療を目的として短期入所・介護予防短期入所療養介護を行った場合 278円（10日を限度）

\*介護職員処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に加算率（39/1000）を乗じた単位数が加算されます。（令和6年5月廃止）

\*介護職員等特定処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に加算率（21/1000）を乗じた単位数が加算されます。（令和6年5月廃止）

\*介護職員等ベースアップ等支援加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に加算率（8/1000）を乗じた単位数が加算されます。（令和6年5月廃止）

\*介護職員等処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に加算率（75/1000）を乗じた単位数が加算されます。（令和6年6月施行）

#### (4) 利用料

- ① 食費（食材料費と調理費用相当等の費用） 朝食 300 円 昼食 500 円 夕食 645 円  
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費（療養室の利用費）（1 日当たり）  
・従来型個室 1,668 円 ・多床室 377 円（令和6年7月廃止）  
・従来型個室 1,728 円 ・多床室 437 円（令和6年8月施行）  
(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
- ③ 入所者が選定する特別な療養室料／1 日 個室 1,050 円 ・2人室 525 円  
個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。
- ④ 日常生活品費／1 日（日常的に関わる生活品の費用） 200 円
- ⑤ 教養娯楽費／1 日（俱乐部やレクリエーション等で使用する費用） 実費
- ⑥ 理美容代（理美容をご利用の場合） 委託業者が設定する金額
- ⑦ 行事費（観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等の費用で参加された場合） 実費
- ⑧ 健康管理費（インフルエンザ予防接種等を希望された場合） 実費
- ⑨ 私物の洗濯代（私物の洗濯を施設に依頼される場合） 委託業者が設定する金額
- ⑩ 個人的に使用する電気器具にかかる電気代（電気あんか、電気毛布） 300 円/月額
- ⑪ その他の費用  
利用者の選択によって使用されるポータブルテレビの利用料金、個人的に使用する機器等にかかる電気代、診断書等の文書の発行、電話代、要介護認定申請代行に係る費用等利用料

#### (5) 支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 25 日までにお支払いください。  
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、銀行口座振り替え、銀行振込、現金の方法があります。
- ・領収書の再発行は致しません。申告等にご使用の方は大切に保管ください

## 個人情報の利用目的

介護老人保健施設みどりの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供